

規 約



立川市手をつなぐ親の会

立川市手をつなぐ親の会規約

前 章

立川市手をつなぐ親の会は多くの支援者に支えられ昭和 38 年 5 月に結成されました。その結成趣意書には、次のように書かれています。

「まわりの子を見るにつけ『何故うちの子だけが』という考えが明けてもくれても心からはなれず、前途の暗い日々を送っていました。しかし、(中略) 教育の仕方さえよければ、牛の歩みのように遅くても、身の回りをととのえ、仕事を覚え、人生の喜びを感じるようにさえなり得ることがわかりました。わたしたちはこの成果に勇気づけられ、希望を新たにして、この子等も安んじて暮らせる社会を、親たちが力を合わせて作っていくために、『立川市手をつなぐ親の会』を結成することになりました。」

立川市手をつなぐ親の会規約は、この趣旨を決して忘れることなく、親たちが力を合わせて知的障害児者が人として豊かに生きる権利を守り発展させるために制定されています。

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

この会は、「立川市手をつなぐ親の会」とする。

第 2 条 (所在地)

この団体を次の所在地に置く。東京都立川市羽衣町 2-50-2 福祉工房こぶし内

第 3 条 (目的)

この会は、知的障害児・者の権利を守り、地域社会で豊かに暮らしていくために支援をすることを目的とする。

第 4 条 (活動)

この会は、前条の目的を達成するために、一般社団法人「全国手をつなぐ育成会連合会」及び、社会福祉法人「東京都手をつなぐ育成会」に加入し、次の活動を行う。

[活動]

- (1) 一般市民の理解を深める啓発活動
- (2) 療育及び特別支援教育の充実を図る活動
- (3) 特別支援学校等の卒業後の進路対策
- (4) 知的障害児者の生活及び余暇活動の支援
- (5) 福祉政策の充実を図る運動
- (6) 福祉関係諸団体との連携
- (7) 知的障害者の権利擁護
- (8) NPO 法人こぶしの会の支援
- (9) NPO 法人こらそんの支援
- (10) その他必要な活動

第2章 組織

第5条（会員）

この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 : 立川市内に在住する知的障害児・者の両親又はこれに準ずる保護者
- (2) 本人会員 : 出身地及び居住地が立川市の保護者のいない知的障害者
- (3) 賛助会員 : この会の趣旨に賛同、又は協力する者

第6条（役員・本部役員）

[役員] この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名または3名
- (3) 庶務 3名以上
- (4) 会計 4名（一般会計2名、特別会計2名）
- (5) 会計監査 2名
- (6) 各専門部会の長 1名
- (7) 各専門委員会の長 1名
- (8) 地区役員 各地区より若干名

[本部役員] 上記（1）から（7）までを本部役員とする。

第7条（役員を選出）

役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、正会員の中より総会の承認を得て選出する。
- (2) 各専門部会の長及び各専門委員会の長は、各専門部会及び各専門委員会の選出による。
- (3) 地区役員は、各地域の推薦による。

第8条（役員の任務）

この会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長とともに会務を総括し、会長不在の時は、その職務を代行する。
- (3) 庶務は、会報を発行し、事務処理及び記録をする。
- (4) 会計は、この会の経理を処理する。
- (5) 会計監査は、この会の会計を監査する。
- (6) 専門部会の長は、部の親睦を図るとともに部員の要望に合った活動を行なう。
- (7) 各専門委員会の長は、活動の振興を図る。
- (8) 地区役員は、各地区のまとめ役として、会運営の発展を図る。

(9) 本部役員は、会全般の運営を協議する。

第9条（役員任期）

(1) 会長・副会長・庶務・会計・会計監査の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

(2) 各専門部会の長・各専門委員会の長・地区役員の任期は1年とする。

ただし、再任は妨げない。補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条（専門部会・委員会の内容）

この会に、次の専門部会を置く。

(1) 学齢部会（乳・幼児を含む）

(2) 成人部会

必要に応じて専門委員会を設けることができる。

第11条（顧問及び相談役）

この会に顧問及び相談役を置くことができる。

第3章 運営

第12条（会議）

この会の主な会議は、次のとおりとする。

(1) 総会（定期総会、臨時総会）

(2) 本部役員会

(3) 役員会

(4) 専門部会・専門委員会

第13条（総会）

(1) 総会は、最高の議決機関であり、会長がこれを招集する。また、役員の過半数の要望があった時は、臨時総会を開くことができる。

(2) 定期総会は、その年度の初頭に開催し、前年度の事業及び会計報告の承認、役員を選出、新年度の事業計画、及び予算その他重要事項を審議する。

(3) 総会の成立には、会員の過半数（委任状を含む）の出席を要し、その議決には、出席者の過半数を必要とする。

(4) 議決権を行使できる者は登録している会員と本人会員とする。

第14条（本部役員会）

- （1）本部役員会は必要に応じて開催する。
- （2）構成は、第5条〔本部役員〕とする。

第15条（役員会）

- （1）役員会は、原則として毎月一回開催する。
- （2）構成は、第5条に掲げる〔役員〕とする。
- （3）役員会の成立には役員の過半数の出席を要し、その議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。賛否半ばする時は、会長がこれを決する。

第16条（専門部会・専門委員会）

専門部会・専門委員会は、必要に応じ開催することができる。

第4章 会計

第17条（収入）

この会の経費は、会費、助成金、寄付金その他の収入を以てあてる。
会計年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第18条（会費）

この会の会費は次のとおりとする。

- （1）正会員 年額 3,000円
- （2）賛助会員 年額 1,500円
- （3）本人会員 年額 1,500円
- （4）特別の事業がある場合、会長・副会長の判断のもと、会費を免除する事ができる。

第5章 慶弔

第19条（慶弔金）

この会の慶弔金は、次のとおりとする。

- （1）会員の家族である知的障害者が結婚した場合、5,000円
- （2）会員又はその家族である知的障害児・者が死亡した場合、5,000円

第6章 規約改正

第20条（改正）

この会の規約は、総会出席者の3分の2以上の同意があれば改正することができる。

附 則

昭和38年5月1日	設立
昭和38年6月16日	施行
昭和49年6月	改正施行
昭和57年4月23日	改正施行
平成元年5月16日	改正施行
平成6年5月19日	改正施行
平成8年5月16日	改正施行
平成11年5月20日	改正施行
平成12年5月18日	改正施行
平成16年5月28日	改正施行
平成17年5月 日	改正施行
平成18年5月25日	改正施行
平成19年5月24日	改正施行
平成24年5月24日	改正施行
平成29年5月24日	改正施行
平成30年5月29日	改正施行
令和2年5月27日	改正施行